

規制の事前評価書

法令案の名称：労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案

規制の名称：労働安全衛生法関係法令の改正に伴うラベル表示・SDS等交付の義務対象物質の範囲の変更（追加及び削除）

規制の区分：☐新設 ☒拡充 ☒緩和 ☐廃止

担当部局：厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課

評価実施時期：令和8年9月

1 規制の必要性・有効性

【新設・拡充】

<法令案の要旨>

- 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第57条第1項の規定に基づき、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。以下「政令」という。）第18条に定める化学物質については、譲渡又は提供に当たって容器等に名称等を表示（以下「ラベル表示」という。）しなければならないとされている。また、法第57条の2第1項の規定に基づき、政令第18条の2に定める化学物質については、譲渡又は提供に当たって名称等を文書の交付等（以下「SDS交付等」という。）により相手方に通知しなければならないとされている。
- 政令第18条及び第18条の2においては、ラベル表示及びSDS交付等をしなければならない化学物質（以下「ラベル表示・SDS交付等の義務対象物質」という。）として、国が行う化学品の分類（産業標準化法（昭和24年法律第185号）に基づく日本産業規格Z7252に定める方法による化学物質の危険性及び有害性の分類をいう。以下同じ。）の結果、危険性又は有害性があるものと令和7年3月31日までに区分された物のうち、政令第18条第2号イからハまで及び第18条の2第2号イからハまでに掲げる物以外のもので厚生労働省令で定めるもの等を規定しているが、今般、化学物質の危険性及び有害性に係る新たな知見をもとに令和8年3月31日までに国が行った化学品の分類の結果を踏まえて、ラベル表示・SDS交付等の義務対象物質の追加・削除等、所要の改正を行うもの。

<規制を新設・拡充する背景、発生している課題とその原因>

- 令和3年度の職場における化学物質等の管理のあり方に係る検討会において、化学物質による休業4日以上の労働災害のうち、特定化学物質障害予防規則等の規制の対象外物質を原因とするものが約8割を占めていることから、「化学物質ごとの個別具体的な法令による規制」から、「国が行う化学品の分類の結果、危険有害性があるものと区分された全ての化学物質をラベル・SDS等対象物質とする」考え方に転換するとされた。
- このため、令和4、5年度に政令等を改正し、国が行う化学品の分類において危険性又は有害性があるものとされた物質（以下「危険有害物」という。）全てについて、ラベル表示・SDS交付等の義務対象物質に位置づけ、当該化学物質を譲渡し、又は提供しようとする者は、ラベル表示及びSDS交付等をするとともに、事業者がこれらの化学物質を製造し、又は取り扱うときにはリスクアセスメントの実施を行うことを義務付ける制度が令和6年4月に全面施行された（ラベル表示・SDS交付等の義務対象物質の追加は令和8年4月までに順次施行）。
- 令和7年3月31日までに国が行った化学品の分類で危険有害性があるものとされた物質については、政

令等の改正により令和 10 年 4 月までにラベル表示・SDS 交付等の義務対象物質に追加される予定であるが、令和 8 年 3 月 31 日までに国が行った化学品の分類において、新たに約 40 物質について危険有害性があるとされたとともに、2 物質については危険有害性がないと新たに区分された。

<必要となる規制新設・拡充の内容>

- ・ 令和 8 年 3 月 31 日までに国が行った化学品の分類において、新たに危険有害性があると区分された物質について、ラベル表示・SDS 交付等の義務対象物質に追加する。

<必要となる規制緩和・廃止の内容>

- ・ 令和 8 年 3 月 31 日までに国が行った化学品の分類において、危険有害性がないと新たに区分された物質について、ラベル表示・SDS 交付等の義務対象物質から削除する。

2 規制の妥当性（その他の手段との比較検証）

【新設・拡充】

<その他非規制手段の検討状況>

☐ 検討した ☒ 検討しなかった

（検討しなかった理由）

- ☐ 具体の規制内容は、下位の法令等で検討されることになるため
- ☐ 規制を共管する他の府省で、別途、比較検証を行っているため
- ☒ 既存規制の拡充を検討しており、非規制手段を検討する余地がないため
- ☐ 既に非規制手段を導入しており、その他の非規制手段案もないため
- ☐ 既存規制の緩和・廃止に伴って付随的に発生する規制であり、全体的には遵守費用が軽減するため
- ☐ その他
（「その他」の具体的理由： ）

<その他の規制手段の検討状況>

☐ 検討した ☒ 検討しなかった

（検討した内容・結果： ）

（検討しなかった理由）

- ☐ 具体の規制内容は、下位の法令等で検討されることになるため
- ☐ 規制を共管する他の府省で、別途、比較検証を行っているため
- ☒ 既存規制の拡充を検討しており、既存規制と本規制案との間に他の規制手段案がないため
- ☐ 既存規制の緩和・廃止に伴って付随的に発生する規制であり、全体的には遵守費用が軽減するため
- ☐ その他
（「その他」の具体的理由： ）

3 効果（課題の解消・予防）の把握

【新設・拡充】

（労働者への便益について）

- ・ 化学物質のばく露の防止等により、労働者の職業性疾病等の発症による健康障害を防止することができる。
なお、本制度を含めた様々な取組を実施することにより、第 14 次労働災害防止計画では、2022 年度と比較して、2027 年度には化学物質の性状に関連の強い死傷災害（有害物等との接触、爆発又は火災によるもの）の件数を 5 % 以上減少させることが目標として掲げられている。

（事業者への便益について）

- ・ 新たに対象となった物質に関して健康障害防止措置を実施することにより、労働災害を減少させることができる。
- ・ 労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）において取られているメリット制の恩恵を受けることにより、保険料率の減少が可能である場合があるほか、全体として保険給付の総量が抑えられることにより、事業者全体にとって、保険料負担の軽減につながるものである。こうした負担の軽減は、事業者の経営の安定化に資するものと考えられる。

（国民全体への便益について）

- ・ 労働者としての国民 1 人 1 人の健康確保が図られる。

4 負担の把握

【新設・拡充】

＜遵守費用＞

本規制により、事業者等に措置を義務付けることに伴い発生する主要な費用は、以下のとおりである。

- ・ 容器・包装への表示（1 物質当たり年間数万円～）
- ・ SDS の交付（1 物質当たり数千円～）
- ・ リスクアセスメントの実施（1 物質当たり数百円～）

なお、本規制では、ラベル表示・SDS 交付等の義務対象物質以外の危険有害物については、ラベルの表示、SDS 交付及びリスクアセスメントの実施について努めるよう、努力義務が課せられており、6 割を超える事業場が既にこれらを実施している（ラベルの表示等：67.8%、SDS の交付：63.1%、リスクアセスメントの実施：55.5%（令和 7 年「労働安全衛生調査（実態調査）」において、各項目で義務対象物質以外の物質について、「すべて～している」と回答した事業場の割合））。このような事業場では、ラベル表示・SDS 交付等の義務対象物質の追加による新たな費用負担は発生しない。

＜行政費用＞

- ・ 国において、本規制に伴う費用、人員等の増減はない。

＜その他の負担＞

- ・ 特になし

【緩和・廃止】

＜規制緩和・廃止により顕在化する負担＞

本規制により要していた主要な遵守費用は、事業者当たり以下のとおりである。

- ・ 容器・包装への表示（1 物質当たり年間数万円～）

- ・SDSの交付（1物質当たり数千円～）
- ・リスクアセスメントの実施（1物質当たり数百円～）

<行政費用>

- ・規制緩和を行う物質は、危険有害性がないと新たに分類された物質であることから、行政としてモニタリング等の必要はなく、緩和することで費用が発生することはない。

<その他の負担>

- ・特になし

5 利害関係者からの意見聴取

【新設・拡充、緩和・廃止】

☐意見聴取した ☒意見聴取しなかった

<主な意見内容と今後調整を要する論点>

- ・市場アクセス改善のためのアクション・プログラムに基づき、駐日大使館等を通じて、外国関係者（事業主等）からの意見聴取を実施する予定である（令和8年10月を予定）。
- ・労働安全衛生分科会で審議予定である（令和8年12月を予定）。

<関連する会合の名称、開催日>

・

<関連する会合の議事録の公表>

・

（意見聴取しなかった理由）

- ☐ 具体の規制内容は、下位の法令等で検討されることになるため
- ☐ 遵守費用が増加せず、規制対象者以外の利害関係者もないため
- ☐ 参加者の抽出又は参集が困難なことから、別途、アンケート調査を行っているため
- ☐ 規制を共管する他の府省で、別途、意見聴取を行っているため
- ☒ その他

（「その他」の具体的理由：今後意見聴取を行う予定であるため。）

6 事後評価の実施時期

【新設・拡充、緩和・廃止】

<見直し条項がある法令案>

・

<上記以外の法令案>

- ・ラベル表示・SDS交付等の義務対象物質については、米国労働衛生専門家会議等の国際機関等において職業ばく露限界値等の評価の見直しを行った場合及び特定の化学物質による労働災害が多発した場合等に見直しを行う。また、化学物質管理規制のあり方については「規制改革実施計画」（平成26年6月24日閣議決

定)を踏まえ、最長でも本規制の開始(令和11年4月)から5年以内に事後評価を実施する。

